

宮城県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成27年4月21日

宮城県監査委員	安	部	孝
宮城県監査委員	ゆ	さ	みゆき
宮城県監査委員	工	藤	鏡子
宮城県監査委員	成	田	由加里

記

1 監査委員の報告日

平成27年2月23日

2 通知のあった日

平成27年3月30日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税收の確保に努められたい。

(内容)

・ H25年度収入未済額

現年度分 95,045,555円

過年度分 377,619,962円

合計 472,665,517円

・ H24年度収入未済額

現年度分 120,073,875円

過年度分 392,842,937円

合計 512,916,812円

ロ 措置の内容

(イ) 個人県民税

管内市町との連携を図り、市町の徴収対策を推進するため、次の支援を実施した。

・ 徴収対策会議を開催（年3回）

・ 市町職員を対象とした滞納整理事務研修会を開催（年1回（H26.9.26実施））

・ 市町長と県税事務所長の連名による共同催告を実施（9市町 3,292件）

・ 48条による直接徴収の引受

3市町から10件引受（2月末実績：収入率約30%・納付額約130万円）

・ 特別徴収未指定事業所への働きかけ

市町と県税事務所の連名文書による特別徴収切替への働きかけ：56事業所

(ロ) 個人県民税以外の税目

以下について、重点的に取り組んだ。

- ・督促状発送後は、財産調査の早期着手に努め、個々の滞納事案に応じた効果的な財産の差押えを実施した。
- ・自動車税を中心にローラー作戦を実施（4・5月、9・10月）し、実態調査を兼ねながら、徴収又は納税相談を行った。
- ・全税目において、催告等の反応を見定め、長期案件とならないよう、臨戸等による早期の折衝を実施した。

## (2) 仙台北県税事務所

### イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・ H25年度収入未済額
 

現年度分	137,232,016円
過年度分	374,011,109円
合 計	511,243,125円
- ・ H24年度収入未済額
 

現年度分	176,395,898円
過年度分	424,923,114円
合 計	601,319,012円

### ロ 措置の内容

平成25年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成26年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減と税収確保に努めた。

個人県民税については、管内町村と協働で滞納整理等を行う組織「チームT.O.T.O」の取組を一層強化するため、町村徴税吏員の相互併任と県税職員の町村併任制度を導入し、昨年度より滞納整理対象事案を120件（昨年度78件）に拡大するなど一層の滞納額縮減に努めた。また、「チームT.O.T.O」対象事案以外にも、従前から行ってきた共同催告・共同徴収に取り組んだほか、地方税法第48条に基づく直接徴収に取り組むなど、町村支援のため各種事業に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、差押中心の滞納整理を積極的に進め、自動車の差押えをはじめ、預貯金や給与等の債権差押え及び搜索（休日搜索も実施）等を実施した。また、差押えた物件は市町村との合同公売会やインターネット公売に付して換価するなど、収入未済額の縮減に積極的に取り組んだ。

## (3) 塩釜県税事務所

### イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・ H25年度収入未済額
 

現年度分	114,876,766円
過年度分	295,621,539円
合 計	410,498,305円

・ H24年度収入未済額

現年度分	132,226,984円
過年度分	376,840,147円
合 計	509,067,131円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」，「平成26年度県税事務運営」及び「平成26年度塩釜県税事務所事務実施計画」に基づき，収入未済額の更なる縮減を図った。収入未済額の縮減目標値については，個人県民税においては3か年計画の平成26年度末目標値を既に上回っているため，1年前倒しで平成27年度末目標値を設定したほか，個人県民税以外の税目においては平成25年度決算対比で7%の縮減とし，差押えの件数も400件として収入確保に努めた。

平成26年12月末現在において，個人県民税については県と市町の連名による共同催告書を発送したほか，市町職員を対象とした研修会の開催や県税還付金差押支援など市町の滞納額縮減対策への支援に取り組んだ。

また，個人県民税以外の税目については，差押主体の滞納整理を行い，差押目標件数を大きく上回る477件の差押えを実施した。さらに，財産調査を積極的に行い，財産のない者は処分停止等の措置を講じ5年時効の発生防止に努めるとともに，滞納事案検討会を開催し長期滞納者及び大口滞納者に対する対応方針を決定して，効果的・効率的な滞納整理にあたった。

(4) 北部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において，収入未済を解消する努力は見られるが，なお収入未済があったので，更に適切な徴収対策を講じ，税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H25年度収入未済額

現年度分	111,361,352円
過年度分	432,602,756円
合 計	543,964,108円

・ H24年度収入未済額

現年度分	140,751,780円
過年度分	500,152,426円
合 計	640,904,206円

ロ 措置の内容

(イ) 個人県民税について

当所未済額のうち，88%と大きくウェイトを占めており，当該税目への対策が重要との認識のもと，「市町滞納整理徴収業務支援チーム」を設置し，住民税徴収対策会議や滞納処分実務研修会の開催，県税職員の市町徴税吏員併任発令等を行い，県内初の県市町村合同公売会 in 大崎の開催に積極的に協力するなど，市町への支援の強化を図った。

また，48条直接徴収も積極的に引き受けるとともに，滞納整理技術の助言等を行った。

平成25年4月からの特別徴収一斉指定が開始され，効果も徐々に現れ始めている。

(ロ) 自動車税について

個人県民税に次いで未済額が多く、件数も多いため、年間目標を設定し毎月の班内会議で周知し、財産調査・分析の強化を図り、各種債権の差押え、また、タイヤロック、搜索なども取り入れた差押中心の滞納整理を行った。

(ハ) その他県税について

現年度課税分については、長期滞納にならないよう督促状発付後財産調査を早期に行うとともに催告を行い、滞納処分の実行を前提に整理に当たった。

滞納繰越分については、財産調査資料の分析・検討を行い新たな財産の発見に努め、滞納処分中心の整理を図った。

(5) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H25年度収入未済額

現年度分 23,666,033円

過年度分 93,787,047円

合 計 117,453,080円

・ H24年度収入未済額

現年度分 25,881,241円

過年度分 98,869,811円

合 計 124,751,052円

ロ 措置の内容

個人県民税については、北部県税事務所と共同で住民税徴収対策会議や滞納処分実務研修会を開催し、栗原市との連携強化、徴収技術の向上等に努めた。また、宮城一斉滞納整理強化月間（11月～12月）に初めて開催された「宮城県市町村合同公売会in大崎」に栗原市とともに参加したほか、滞納整理業務改善支援チームにおいて特別徴収未納者に対する共同催告（27件）を実施するなど、収入未済額の縮減と税収確保支援に努めた。

個人県民税以外の一般税については、早期の納税折衝、財産調査に努め、納税資力があるにもかかわらず納税に応じない者には滞納処分を積極的に進めた。

なお、これまでの滞納処分は換価が容易な債権差押えを中心に実施していたが、困難案件については自動車差押え、搜索、動産差押え、インターネット公売など滞納整理手法を広げ税収確保、収入未済額の縮減に努めている。

(6) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H25年度収入未済額

現年度分 131,854,644円

過年度分 506,243,228円

合 計 638,097,872円

・ H24年度収入未済額

現年度分 108,721,188円

過年度分 551,863,555円

合 計 660,584,743円

ロ 措置の内容

平成26年度の徴収対策は、搜索の実施等滞納処分の促進を図ることとし、個人住民税では従来事業の継続と合同搜索の実施及び合同公売会への参加などの徴収対策を実施した。

(イ) 滞納処分の促進

○ 搜索

悪質な滞納者に対して搜索を実施(7件)し、うち3件は動産を差押え(昨年度0件)

○ 公売

合同公売会(H26.11.8)に7品目出品

○ 差押えの促進(2月末現在)

・ 給与差押え 13件(昨年度0件)

・ 預貯金差押え 149件(昨年度89件)

(ロ) 市との連携による個人住民税徴収対策

○ 共同催告

東松島市 315件(昨年度389件)

○ 48条徴収

東松島市 24件(昨年度22件)

○ 合同搜索

石巻市 1件(昨年度0件)

○ 合同公売

石巻市 1回(5品目)(昨年度0回)

(7) 東部県税事務所登米地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H25年度収入未済額

現年度分 80,399,219円

過年度分 117,170,662円

合 計 197,569,881円

・ H24年度収入未済額

現年度分 48,052,136円

過年度分 104,943,636円

合 計 152,995,772円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」の2年度として、11月から12月に設置した「宮

城一斉滞納整理強化月間」の推進や「宮城県市町村合同公売会」への実施PR等により、滞納額縮減対策に取り組んだ。

(イ) 収入未済額の縮減

個人県民税については、登米市と特別徴収義務者一斉指定の推進及び住民税対策会議を開催したほか、強化月間中においては、共同催告書の発送や搜索を実施した。また、一般税については、住民税等の財産調査を実施し、換価が容易な預貯金を中心とした差押え等の滞納処分を行った。

(ロ) 債権管理

財産調査の結果、資力の無い滞納者への処分停止を行うなど適切な債権管理を行った。

(8) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H25年度収入未済額

現年度分	37,571,417円
過年度分	156,976,069円
合 計	194,547,486円

・ H24年度収入未済額

現年度分	43,920,678円
過年度分	171,905,553円
合 計	215,826,231円

ロ 措置の内容

平成25年度においては、預金等の債権を中心に差押えを行ったほか、搜索のスキルアップに努め、滞納額の縮減に取り組んだところである。

平成26年度においては、一括預金調査の実施回数を増やし、給与調査や生命保険契約調査も実施し、これらの調査結果を活用して自主納付に繋げたり差押えを行ったほか、搜索の実施回数も増やし滞納額の縮減に努めている。

(9) 仙南保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、過誤払返納金及び未熟児養育費において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○生活保護扶助費返還金

・ H25年度収入未済額

現年度分	2,821,811円
過年度分	26,932,341円
合 計	29,754,152円

・ H24年度収入未済額

現年度分	8,158,403円
------	------------

過年度分	20,818,554円
合 計	28,976,957円
○母子寡婦福祉資金貸付金償還金	
・ H25年度収入未済額	
現年度分	3,352,100円
過年度分	18,337,647円
合 計	21,689,747円
・ H24年度収入未済額	
現年度分	3,273,548円
過年度分	16,846,079円
合 計	20,119,627円
○過誤払返納金（生活保護扶助費返納金等）	
・ H25年度収入未済額	
現年度分	455,977円
過年度分	1,294,416円
合 計	1,750,393円
・ H24年度収入未済額	
現年度分	1,194,516円
過年度分	631,553円
合 計	1,826,069円
○未熟児養育費（未熟児養育医療費自己負担金）	
・ H25年度収入未済額	
現年度分	0円
過年度分	234,214円
合 計	234,214円
・ H24年度収入未済額	
現年度分	29,169円
過年度分	229,685円
合 計	258,854円

ロ 措置の内容

(イ) 生活保護扶助費返還金，過誤払返納金

【処理状況】

平成26年3月に策定した未収債権事務取扱要領に基づき，納入指導及び債権管理を行っている。

保護受給中の者については，地区担当員が家庭訪問時に納入指導を行い，廃止になった者については，11月から1月にかけて集中的に督促等を行った。

○生活保護扶助費返還金

・ H25年度収入未済額（H27年2月28日現在）

現年度分	2,567,151円
過年度分	25,854,039円
合 計	28,421,190円

○過誤払返納金

・ H25年度収入未済額（H27年2月28日現在）

現年度分	429,069円
過年度分	1,229,908円
合 計	1,658,977円

【対応策】

- ・所内で年2回（7,10月）未収債権回収対策検討会議を開催した。3月にも開催予定である。
- ・年2回（7,12月）督促状を発送した。
- ・未収債権対策チームを設置し、11月から1月にかけて廃止になった者を中心に集中的に電話や家庭訪問等を行った。（対象件数33件、うち納付数3件104,508円）反応のない者については、3月に特別催告書を発送する予定である。
- ・過年度過誤払返納金の一括返還が困難な者について、履行延期申請について説明し、現在2名について、申請手続中である。

【収入未済発生の未然防止】

- ・毎年初回訪問時に被保護者に対し、収入があった場合の申告義務の説明を行い、周知徹底を図っている。
- ・毎年7月までに課税調査を行い、就労収入や年金の未申告を早期に発見し、適切な収入認定を行うとともに、今後収入があった際、未申告がないよう指導している。

(ロ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金

【処理状況】

- ・貸付申請時における意識付け

貸付申請時に借受人、連帯借受人はもとより、原則として連帯保証人も含めて面接を実施し、借受人及び連帯借受人が返済できない場合は連帯保証人に返済義務が生じる等、返済の意識付けを徹底した。

- ・新規滞納の防止及び滞納発生初期の指導

償還開始前の貸付期間中及び償還開始時等に借受人及び連帯借受人、場合によっては連帯保証人も含めて来所を促し、面接により改めて償還について説明して意識付けを行うことにより新規滞納の防止に努めるとともに、滞納発生初期に重点的な償還指導を実施して滞納の常態化を防止した。

- ・修学資金貸付者に対する意識付け

特に、修学資金貸付者に対しては、毎年、在学や経済状況の確認のために面接するほか、最終貸付となる卒業年度の9月には借受人及び連帯借受人との面接を実施し、次年度から開始になる償還についての意識付けを徹底した。

- ・滞納者に対する指導

滞納者に対しては、文書、電話による督促、自宅及び勤務先への積極的な訪問を実施した。

【対応策】

- ・これまでの収納促進策の継続

償還の意識付けや文書、電話による督促、自宅及び勤務先への訪問指導を継続・強化する。

- ・所内償還対策会議の開催

積極的な対応が必要と思われる借受人への対応について、所内の償還対策会議を開催し、債務の償還状況や経済状況などの個々の状況に応じた償還指導の方法



を決定して債権管理の向上を図り、分割納入等を含めた償還指導を行う。

- ・長期間収納がない者に対する特別催告

長期間収納がない者に対しては、借受人及び連帯借受人に対して文書による特別催告を実施して、改めて未納金があることを伝え、早期納入や来所相談等による計画的返済に繋げる。

- ・債権管理と収納促進

償還を継続している債務者に対しては納入の継続や納入額の増加を指導し、納入が休止した者に対しては償還再開を指導するとともに、納入がない者に対しては早急に納入開始するよう指導する。

**【結果】**

- ・H25年度収入未済額（H27年2月28日現在）

現年度分	3,048,214円
過年度分	16,115,344円
合 計	19,163,558円

- ・収納額（H27年2月28日現在）

現年度分	303,886円
過年度分	2,222,303円
合 計	2,526,189円

滞納者51名のうち完済した者8名分234,751円が含まれている。

(ハ) 未熟児養育費（未熟児養育医療費自己負担金）

**【処理状況】**

- ・滞納者に対する文書指導を実施した。
- ・各市町へ住民票を請求して居住地を把握した。

**【対応策】**

- ・全戸訪問の実施

全戸訪問を実施して、改めて児童の生育の状況及び債務者の経済事情を確認するとともに、納入への意識付けを図る。

- ・乳幼児医療制度との連携

県に支払った当該自己負担金分について、市町によっては乳幼児医療費助成制度の対象となり還付される部分があるので、その確認と滞納者への説明を実施する。

- ・直近年度に発生した未済分の指導

特に、平成22年度から24年度に発生したものについて重点的に督促をすることとして、改めて納付書を送付して、電話連絡や家庭訪問を実施し、早急に納入するよう指導する。

**【対応後の状況】**

- ・H25年度収入未済額（H27年3月4日現在）

現年度分	0円
過年度分	229,685円
合 計	229,685円

- ・滞納者2名が納入の意思を示し、うち1名1件4,529円の納入を確認。1名5件52,140円の納入通知書を再発行している。

(10) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金，生活保護扶助費返還金，未熟児養育費，過誤払返納金及び過年度過払金等返還金において，収入未済があったので，収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H25年度収入未済額

現年度分	5,777,476円
過年度分	42,927,586円
合 計	48,705,062円

・ H24年度収入未済額

現年度分	5,617,717円
過年度分	43,120,100円
合 計	48,737,817円

○生活保護扶助費返還金

・ H25年度収入未済額

現年度分	9,126,522円
過年度分	22,377,576円
合 計	31,504,098円

・ H24年度収入未済額

現年度分	2,657,653円
過年度分	20,833,770円
合 計	23,491,423円

○未熟児養育費（未熟児養育医療費自己負担金）

・ H25年度収入未済額

現年度分	0円
過年度分	236,653円
合 計	236,653円

・ H24年度収入未済額

現年度分	309,136円
過年度分	57,162円
合 計	366,298円

○過誤払返納金（生活保護扶助費返納金等）

・ H25年度収入未済額

現年度分	548,361円
過年度分	322,128円
合 計	870,489円

・ H24年度収入未済額

現年度分	0円
過年度分	333,568円
合 計	333,568円

○過年度過払金等返還金（母子寡婦福祉資金）

・ H25年度収入未済額	
現年度分	20,690円
過年度分	340,020円
合 計	360,710円

・ H24年度収入未済額	
現年度分	121,020円
過年度分	225,000円
合 計	346,020円

ロ 措置の内容

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

収入未済額縮減に向けた行動計画を作成し、滞納発生の未然防止策と滞納発生後の回収策を実践した。

未然防止策としては、貸付申請時に借受人、連帯借受人、連帯保証人と面接し、資金計画の精査等を行った。滞納発生後は、速やかに督促や電話・訪問等による納入指導を行うとともに、未償還の理由を把握し、償還方法の変更等を提案したほか、少額でも継続的な納入が有効である場合には、分納による納入を促進した。

また、未償還事例の検討会を定期的で開催し、担当職員の対応技術の向上と進行管理を行った。

・ H25年度収入未済額（平成27年2月末現在）

現年度分	5,263,519円
過年度分	37,869,537円
合 計	43,133,056円

○生活保護扶助費返還金

地区担当員が定期的に家庭訪問をして督促や納入指導を粘り強く行い、収入未済の解消を図るとともに、必要に応じて履行延期の手続きを指導するなど納入の促進に努めた。また、幹部職員を交えた生活保護定例班会議において、収入未済者の一覧表を配布し収入未済解消に対する意識向上を図った。さらに新たな返還金が発生しないように被保護世帯の生活状況を適切に把握するとともに、被保護者に対して適切な収入申告について指導を徹底した。

・ H25年度収入未済額（平成27年2月末現在）

現年度分	8,399,966円
過年度分	21,575,132円
合 計	29,975,098円

○未熟児養育費（未熟児養育医療費自己負担金）

継続的に電話・文書・訪問による納入催告を続けた結果、分納等により、145,600円が納入された。引き続き催告を行い収入未済額の縮減に努めていく。

・ H25年度収入未済額（平成27年2月末現在）

現年度分	0円
過年度分	91,053円
合 計	91,053円

○過誤払返納金（生活保護扶助費返納金等）

〈特別障害者手当 79,320円分〉

特別障害者手当等過払返還金として平成25年度末で79,320円が未納となっている。

文書催告、債務者訪問を行い納入指導を行ったが、回収には結びついていない。引き続き文書催告債務者訪問による納入指導を行っていく。また、新たな収入未済額の発生を未然に防ぐため、過誤払いの防止の観点から、町村担当課との連携を密にし、受給資格喪失の確認強化を図った。

・H25年度収入未済額（平成27年2月末現在）

現年度分	548,361円
過年度分	322,128円
合 計	870,489円

〈生活保護扶助費返納金 791,169円分〉

被保護者の死亡や転出等により生活保護費に過給が発生し、返還金が生じたものである。生活保護扶助費返還金と同様に、督促や返還の指導を徹底し、収入未済の解消に努めた。今後も継続して返還の解消に努めるとともに、新たな返還金が発生しないよう被保護者の生活状況の把握に努めていく。

○過年度過払金等返還金（母子寡婦福祉資金）

現年度に発生した過年度過払金等返還金については、全額納入された。

過年度分については、修学資金2件に係る返還金である。うち1件については未納の状況が続いている。他の1件については分納による納入があり、17,000円が納入された。引き続き、借受人等に対し催告を行うとともに、生活基盤の確立等を支援し収入未済額の縮減を図っていく。

・H25年度収入未済額（平成27年2月末現在）

現年度分	0円
過年度分	323,020円
合 計	323,020円

## (11) 計量検定所

### イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延による遅収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

（内容）

電気料及び水道料を支出すべきところ、水道料を支出しなかったため、公共料金振替口座から水道料が先に引き落とされ、電気料が口座引落不能となった。その結果、早期収納割引が適用されず、3%の遅収加算額が発生したものの。

- ・件数 1件
- ・水道料金額 7,062円
- ・電気料金額 72,834円
- ・遅収加算額 2,169円

### ロ 措置の内容

公共料金等定期的に発生する支払案件については、処理状況一覧表を作成し、支払状況を管理するようにした。また、複数人（担当者及び次長（総括担当））によるチェック体制を取っていく。

## (12) 林業技術総合センター

### イ 監査委員の報告の内容

公用車に係る事務の管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

自動車検査証有効期間満了日以降に車検を行ったもの。

- ・台数 1台

ロ 措置の内容

- (イ) 当該事案発生直後に、臨時職場全体会議を開催し、職員全員に対して事案の説明、注意喚起、再発防止の取組指示を行った。また、定期的で開催する全体会議において、その都度注意喚起を行った。
- (ロ) 車検証の期限を「自動車運転記録簿兼庁用自動車使用簿」に目立つように記載し、使用者及び決裁者がその都度確認することとした。
- (ハ) 運転記録簿の表紙にも、車検証の期限を目立つように掲示し、使用者及び決裁者がその都度確認できるようにした。
- (ニ) 各車両のダッシュボード等の目立つ場所に、車検証の期限を掲示し、乗車する者全員が車検時期を確認できるようにした。
- (ホ) 公用車毎の車検の期限や取扱責任者等を記載した公用車管理表を事務所内に掲示し、安全運転管理者及び取扱責任者の業務の確認、車検及び整備時期等の情報の共有化を図った。
- (ヘ) 公用車整備点検計画を作成し、具体的な整備の時期について、車検満了日の1か月前までに所内調整を図ることとした。
- (ト) 職員ポータルの行事予定表に車検満了日を掲示し、所員全員で確認できるようにした。

(13) 松山高等学校

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 労働保険料において、支払遅延による延滞金の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

労働保険料について、概算保険料を申告納付せず、宮城労働局から訂正通知があったにもかかわらず、納期限後に支払ったため、延滞金が発生したもの。

- ・件数 1件
- ・概算保険料 28,120円
- ・延滞金 1,700円

(ロ) 委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○一般廃棄物収集運搬処理業務について、契約不履行により契約解除を行ったが、物品調達等に係る事故発生報告を怠ったもの。

○同業務について、契約書に不履行に対する違約金徴収の条項を記載していなかったもの。

ロ 措置の内容

(イ) 各担当の事務執行状況の把握が不十分であったことが原因であると考えられるため、各担当者の事前事後の事務処理状況について、朝の打合せ時に確認するなど、

再発防止に努めている。

(ロ) 契約事務における認識不足が原因であったため、以後の契約事務を執行するにあたっては、各要領、要項等の事前確認を徹底し正確な執行に努めていく。

なお、物品調達等に係る事故発生報告書については、主務課を通じ平成26年9月12日付けで提出するとともに、今年度の契約書については、平成27年1月5日付けで「契約解除の違約金」に関する条項を追加し変更契約を行った。

(14) 白石工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

財産の売り払いにおいて、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

不用パソコンの売り払いについて、予定価格を下回る見積金額で業者を決定していたもの。

- ・ 予定価格 21,420円
- ・ 見積金額 10,710円

ロ 措置の内容

今後、見積合わせを行う際は、担当者が一人で業務を進めることなく、複数の職員の目により予定価格等を確認し進めることにした。さらに、施行伺や契約伺等の文書が回覧される際に、個人毎に使用する筆記用具の色を変えることで複数の職員の目により確実に内容が確認されたことがわかる体制をとり、漫然と押印することをなくしていく。

また、処理期間が短く、十分な確認ができない状態で決裁が必要とならないように、余裕を持った日程で施行することにした。

(15) 気仙沼支援学校

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延による遅収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

電気料及び水道料を支出すべきところ、水道料を支出しなかったため、公共料金振替口座から水道料が先に引き落とされ、電気料が口座引落不能となった。その結果、早期収納割引が適用されず、3%の遅収加算額が発生したものの。

- ・ 件数 1件
- ・ 水道料金額 35,607円
- ・ 電気料金額 211,529円
- ・ 遅収加算額 6,269円

ロ 措置の内容

支払期日が決まっているものについて、ホワイトボードで処理状況確認表を作成し、事務室内の壁に掲示している。

各担当者が処理後確認表に記入することで、処理状況が一目でわかるようにした。